

平成 29 年度 農地中間管理事業活動方針

公益財団法人長野県農業開発公社
長野県農地中間管理機構

平成 28 年度の事業活用実績が、県の年間集積目標面積及び前年度実績面積を大きく下回った結果をふまえ、県はもとより機構事業に関係する機関・団体が事業推進の認識を高め、連携・協力し、課題解決方策の共有と具体的実行を進めることとする。

このため、機構事業が関連付けられた国や県の施策活用地区等での面的まとまりのある事業活用への推進や、「人・農地プラン」と連動した借受希望ニーズに応える農地の掘り起し、運用や事業手続きの見直しにも取組み、事業実績の回復及び目標面積の達成に向けた事業推進活動を展開する。

[平成 29 年度 集積目標面積 2,500 ヘクタール]

1 市町村や J A との連携強化

- 業務委託先等との協力体制を強化し事業目標の達成や機能発揮の向上を図ります。
- 業務委託先研修会の開催や、J A 流動化担当者研修会への参加により、事業制度の理解を進めるとともに、各種農業関係施策との関連付け等を説明し、流動化制度が複数ある中で機構事業活用への移行を進めます。
- 特に事業活用実績の少ない市町村や J A との意見交換を増やし、事業活用を要請します。
- 「中間管理事業管理システム」の利便性を高め、業務委託先での活用を進めます。

2 県や関係機関との連携強化

- 機構事業の活用が加速化するように、機構事業の活用に関係する機関で、活動目標の共有や機関の役割を活かした具体的推進策を検討し、実行します。
- 県農政部、県農業会議、J A 長野県営農センター、公社（県機構）による検討会議を定期で開催します。
- 関係する機関が連携した研修会の開催や地域段階での体制の整備を進めます。
- 機構は、県「人・農地プラン地域支援チーム」に参画し、人農地プランの見直しと合わせて、事業の活用を進めます。

3 農地利用最適化推進委員（農業委員会）との連携強化

- 市町村農業委員会、農地利用最適化推進委員と連携した人と農地のマッチングを進めます。
- 事業制度の理解を得るため県域セミナーや地域単位の研修会へ参加します。
- 担当地域のマッチングの主体となっただけのため、申出農地や機構事業の借受希望者情報の提供など、具体的な連携手法を広げます。
- 地域担当者と連携し、「地域でまとまった事業活用」を進めます。
- 新たに始める「農地管理事業」等の活用により機構と農地利用最適化推進委員との連携実績を積み上げます。

4 重点区域での実績確保

- ✚ 県「人・農地プラン地域支援チーム」により、県、市町村、農地利用最適化推進委員、地域代表者と一体となった事業活用を進めます。
- ・重点指定区域の「支援チーム」には機構職員も参画し、プラン見直しと連動した事業活用の推進を図ります。
- ・特に、農地整備事業に関連する地域については、関係者に対する機構事業への協力体制を進めます。

5 農地整備事業、土地改良区等との連携

- ✚ 県担当課や県土地改良事業団体連合会と情報共有・課題検討し、改良区内の農地の維持や組合運営上のメリットを研究・提案し、土地改良区と連携した事業活用を進めます。
- ・構事業を進めるための「農地耕作条件改善事業」について、計画段階から集積に向けた話し合いへの参画や、担当者会議を開催し、実施地区での実績を周辺地域への横展開につなげます。
- ・土地改良法の改正により新たに創設される新規事業についての検討を進めます。

6 事業活用につながる事業PRの実施と事業活用農地の確保

- ・借受ニーズに応える農地の確保に向けて出し手に効果のあるPRを実施します。
- ・借受希望者の事業ニーズを正確に把握するため、希望農地の再調査を実施します。

7 一般法人等からの機構事業活用への体制整備

- ✚ 企業からの農業参入ニーズに応じていくため、市町村や地域に提案し企業誘致につなげるための体制について、県との体制整備を進めます。
- ・企業参入セミナー等に参加し、機構事業を活用し参入希望する企業のニーズを把握します。
- ・コーディネーターが主体となって、市町村等と連携した貸付農地の確保を進めます。

8 事業運用上の改善

- ・事業主旨に沿った運用を基本としつつ、短期借入期間の設定についての検討や、業務委託先等からの要望、貸付け5年後の再設定事務をふまえた研究・改善を進めます。

9 樹園地活用の促進と農地管理事業の実施

- ・県下の果樹産地協議会に機構も参画し、果樹経営意向調査の情報活用や、果樹経営支援対策事業との連携により、樹園地での事業活用を進めます。
- ・樹園地や中山間地域における事業活用を進めるため、新たに「農地管理事業」に取り組めます。

農地中間管理事業を進めるための関係機関との連携・役割分担

1 長野県農地中間管理機構

農地中間管理事業の振興に関する法律、公社事業規程、長野県農地中間管理事業の推進に関する基本方針等に則り、適正な権利の保全に努めつつ、機構事業の主体として、事業推進方針に基づき、事業実績の拡大につなげるための取組みを進める。

2 長野県農政部

機構事業の推進に係る組織・団体間の意識統一と、実行に向けた調整の主体となって、連絡会議の開催や共同する研修会等の開催、事務手続き方法や運用の見直しについて、機構と一体となった取組を進める。

機構の重点指定地域での農地中間管理事業の活用を進めるため、県「人・農地プラン地域支援チーム」活動を強化する。

また、機構事業の周知や事業活用を早期に向上させるため、関係する組織・団体と調整し「機構事業推進のための連絡会」を定期に開催し、効果の高い手法、手段等を検討し実行する。

3 JA長野県営農センター、全農長野県本部

JA長野県営農センターは、農地中間管理事業の活用が県下のJAで進むような体制の整備をすすめる。また、産地維持や所得向上に活用できる国・県の補助事業等を有効活用していくため、機構と情報を共有し、機構借受け基準に適合する農地や農地利用集積円滑化事業の終期を迎える農地を活用し、産地単位で事業量確保できるよう、各JAへの働きかけを進める。

全農長野県本部は、本県の主要作目である果樹の産地維持の観点から、機構事業のモデル産地を中心に、改植事業も活用しつつ、機構事業活用による樹園地継承が進むよう、果樹主産JAへの働きかけを進める。

4 長野県農業会議

農地利用最適化推進委員の機構事業理解を進めるための研修会等を設定するとともに、機構とも連携し、定期的に市町村委員会単位のマッチング実績を把握し、活動状況を評価しながら随時市町村農業委員会への支援を行う。

5 長野県土地改良事業団体連合会

農地整備事業実施地区並びに市町村、土地改良区での機構事業活用の増加につなげる効果的な手法について、県農地整備課、機構とともに検討を進め、連合会の会員である市町村、土地改良区に対し、農業農村整備事業及び農地中間管理事業の制度に関する情報提供と、両事業の積極的な活用に向けた啓発を行うことにより、県及び機構と連携して積極的に取り組む。

6 県地方振興局

地方振興局農政課は、人・農地プラン地域支援チームの主体となって、県組織はもとより、市町村農業委員会、JA、地元代表者との調整を行い、市町村にプランの見直しの働きかけを行い、見直しとともに機構事業を活用したプランで位置付けられる人と農地のマッチングの支援を行う。

特に、農地耕作条件改善事業実施地区で機構重点区域の指定地区においては、農地整備課とも連携し、早期に機構実績が確保できるよう、重点的な支援活動を進める。

また、県地域振興局段階の、農地中間管理事業活用促進連絡会議を開催し、担い手や法人育成・支援とあわせ、市町村やJA、市町村農業委員会、機構重点指定地域の代表者等と機構事業活用を進める。

7 市町村

人・農地プランの策定主体として、地域単位の農地利用の方向性や、人と農地の情報を整理し、農業委員会との連携により、機構事業を有効活用することで、担い手の育成や農地利用の再編を進める。

また、農地整備事業の検討を行う場合に合っては、農地の条件整備と、機構事業活用による農地集積の計画が同時進行で進むように、早い段階から県や機構に情報提供する。

8 市町村農業委員会及び農地利用最適化推進委員

農地利用最適化の推進が必須業務となったことから、機構の有する出し手、受け手の情報をもとに、農業者と積極的な接触を持ち、機構事業の活用へ誘導する。

また、担当地域で、面的まとまりのある水田が、集落営農法人や大規模水稻農家等に利用権設定可能な状況がある場合は、機構と情報共有し、市町村やJA等の協力を得ながら、機構事業活用の働きかけを行う。

なお、機構の「農地管理事業」対象農地については、借受者の探査やマッチングの主体となつて、優良農地の維持・継承を進める。

9 JA

農業振興、特産物の産地維持、農村の維持を図る上で必要な農地の流動化について、農地中間管理事業に適合する農地については、積極的な活用を進める。

機構事業活用が、国や県の補助事業との関連付けが強まっている中で、産地全体としての機構事業実績が増加するような体制の整備も進める。